

公安の維持と 災害対策

第1節 国際テロ情勢と対策

第2節 外事情勢と諸対策

第3節 公安情勢と諸対策

第4節 災害等への対処と警備実施

第5章 CHAPTER 5



(朝日新聞社/時事通信フォト)

1 国際テロ情勢

(1) イスラム過激派

① ISIL^(注1)及びAQ^(注2)の動向

平成26年(2014年)にカリフ制国家の樹立を宣言したISILは、一時はイラク及びシリアにおいて広大な地域を支配していたものの、諸外国の支援を受けたイラク軍、シリア軍等の攻撃により、その支配地域を失った。令和元年(2019年)10月27日には、米国の作戦により、指導者アブー・バクル・アル・バグダーディが殺害されたものの、同月31日には、ISILは新指導者^(注3)を発表した。

ISILは、従前より、「対ISIL有志連合」に参加する欧米諸国等に対してテロを実行し、その実行の際に爆発物や銃器が入手できない場合には刃物、車両等を用いるよう呼び掛けてきた。令和2年(2020年)以降、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況においても、欧米諸国等に対するテロの実行の呼び掛けを継続した。また、ISIL及びその支持者らは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を欧米諸国等への神罰だと称したほか、支持者拡大に利用し、テロの実行を呼び掛けるプロパガンダを発出している。こうした中、ISIL等の過激思想に影響を受けたとみられる者によるテロ事件が発生しており、新型コロナウイルス感染症対策のための移動制限が緩和された後には、事前に計画されたテロ攻撃が多発する可能性があるとの指摘もある。

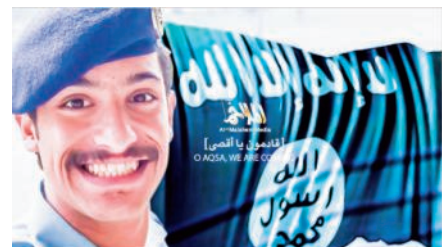
図表5-1 令和2(2020年)中に発生した主なテロ事件

発生月日	事件
3月6日	アフガニスタン・カブールにおけるシーア派追悼式典に対する襲撃事件
3月25日	アフガニスタン・カブールにおけるシーク教礼拝施設に対する襲撃テロ事件
6月20日	英国・レディングにおける刃物使用襲撃事案
8月16日	ソマリア・モガディシュにおけるホテル襲撃事案
8月24日	フィリピン・スルー州ホロ島における連続爆破テロ事件
9月25日	フランス・パリの旧シャルリーエブド紙事務所前における刃物使用襲撃事案
10月16日	フランス・コンフラン＝サントノリーヌにおける刃物使用襲撃事案
10月29日	フランス・ニースにおける刃物使用襲撃事案
11月2日	オーストリア・ウィーンにおける銃撃テロ事件

イラク及びシリアにおける外国人戦闘員^(注4)及びその家族の一部は、母国又は第三国に渡航してテロを起こす危険性が指摘されているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、人の移動が制限される中、外国人戦闘員らの残留者の一部は、継続して収容施設又は難民キャンプに収容されている。こうした戦闘員について、ISILが繰り返し奪還を呼び掛けている中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を不安視した収容者による暴動も発生しており、シリア国内の戦闘員収容施設のぜい弱性が指摘されている。

AQ及びその関連組織については、指導者のアイマン・アル・ザワヒリが、反米・反イスラエルの思想を繰り返し主張しており、オンライン機関誌等を通じて欧米諸国におけるテロの実行を呼び掛けている。令和元年(2019年)12月には、AQAP^(注5)と長期間連絡を取っていたサウジアラビア空軍の飛行訓練生が、訓練のため派遣されていた米国内の米軍基地において銃撃テロを実行した。また、中東、アフリカ等においては、現地のAQ関連組織が、政府機関等を狙ったテロを行っている。このようにAQ及びその関連組織は、依然としてテロを実行する能力を有しており、その脅威は継続している。

これらの事情に鑑みれば、国際テロ情勢は依然として厳しい状況にあるといえる。

米軍基地における銃乱射事件の犯人
(サウジアラビア空軍飛行訓練生)

注1：Islamic State of Iraq and the Levantの頭字語。いわゆる「イスラム国」

2：Al-Qaeda（アル・カーイダ）の略

3：ISILは、アブ・イブラヒム・アル・ハシミ・アル・クラシと公表。国連安全保障理事会のISIL・AQ制裁委員会は、制裁リストにおいてアミール・ムハンマド・サイード・アブダール・ラフマン・アル・マウラと呼称している。

4：テロ行為を準備・計画・実行することやそのための訓練を受けることなどを目的として、居住国又は国籍国以外の国や地域に渡航する者

5：Al-Qaeda in the Arabian Peninsula（アラビア半島のアル・カーイダ）の略

② 我が国を標的とする国際テロの脅威

平成25年（2013年）1月の在アルジェリア邦人に対するテロ事件、平成31年（2019年）4月のスリランカにおける連続爆破テロ事件等、邦人や我が国の権益がテロの標的となる事案等が現実には発生していることから、今後も邦人がテロや誘拐の被害に遭うことが懸念される。

ISILは、オンライン機関誌「ダービク」等において、我が国や邦人をテロの標的として繰り返し名指ししている。

AQについても、平成24年（2012年）5月に米国が公開したオサマ・ビンラディン殺害時の押収資料により、「韓国のような非イスラム国の米国権益に対する攻撃に力を注ぐべき」と同人が指摘していたことが明らかになった。また、米国で拘束中のAQ幹部の供述によれば、我が国に所在する米国大使館を破壊する計画等に同人が関与したことも明らかになっている。こうした資料や供述は、米軍基地等の米国権益が多数存在する我が国に対するイスラム過激派組織によるテロの脅威の一端を明らかにしたものといえる。

また、過去にはICPO国際手配被疑者の不法入国事件も発生しており、過激思想を介して緩やかにつながるイスラム過激派組織のネットワークが我が国にも及んでいることを示している。

これらの事情に鑑みれば、我が国に対するテロの脅威は継続しているといえる。

（2）日本赤軍と「よど号」グループ

① 日本赤軍

日本赤軍は、平成13年4月、最高幹部・重信房子^{（注1）}が日本赤軍の「解散」を宣言し、後に組織も「解散」を表明した。しかし、いまだに、過去に引き起こした数々のテロ事件を称賛していること、現在も7人の構成員が逃亡中であることなどから、「解散」はテロ組織としての本質の隠蔽を狙った形だけのものに過ぎず、テロ組織としての危険性がなくなったとみることはできない。

警察では、国内外の関係機関と連携を強化し、逃亡中の構成員の検挙及び組織の活動実態の解明に向けた取組を推進している。

② 「よど号」グループ

昭和45年（1970年）3月、共産主義者同盟赤軍派の故田宮高磨ら9人が、東京発福岡行き日本航空351便、通称「よど号」をハイジャックし、北朝鮮に入国した。現在、北朝鮮には、ハイジャックに関与した被疑者5人及びその妻3人がとどまっているとみられており^{（注2）}、このうち3人については、日本人を拉致した容疑で逮捕状の発付を得ている。

警察では、「よど号」犯人らを国際手配し、外務省を通じて北朝鮮に対して身柄の引渡し要求を行うとともに、「よど号」グループの活動実態の全容解明に努めている。



在アルジェリア邦人に対するテロ事件
(Avalon/時事通信フォト)



国際手配中の日本赤軍



国際手配中の「よど号」グループ

注1：平成12年11月に潜伏先の大阪府内で逮捕され、平成22年8月、懲役20年の刑が確定した。

注2：ハイジャックに関与した被疑者1人及びその妻1人は死亡したとされているが、真偽は確認できていない。

(3) 北朝鮮

① 北朝鮮による拉致容疑事案等

ア 拉致容疑事案等に関する現在の取組

警察では、令和2年末現在、日本人が被害者である拉致容疑事案12件（被害者17人）及び朝鮮籍の姉弟が日本国内から拉致された事案1件（被害者2人）の合計13件（被害者19人）を北朝鮮による拉致容疑事案と判断するとともに、拉致に関与したとして、北朝鮮工作員等11人について逮捕状の発付を得て国際手配を行っている。

また、拉致容疑事案以外にも、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案^(注)について、関係機関との連携を図りつつ、全国警察において徹底した捜査・調査を進めており、同事案の真相を解明するために警察庁に設置されている特別指導班が、都道府県警察を巡回・招致して、捜査・調査を担当する職員への具体的な指導、同事案の実地調査、都道府県警察間の協力体制の構築等を行っている。

さらに、将来、北朝鮮から拉致被害者に関連する資料が出てきた場合に、本人確認に役立ち得るなどの観点から、御家族の意向等を勘案しつつ、積極的にDNA型鑑定資料の採取を実施してきているほか、広く国民から情報提供を求めるため、御家族の同意を得られたものについては、事案の概要等を各都道府県警察及び警察庁のウェブサイトに掲載している。

図表5-2 日本人が被害者である拉致容疑事案（12件17人）

	発生時期	発生場所	被害者（年齢は当時）	事案（事件）名
1	昭和52年9月	石川県鳳至郡 (現 鳳珠郡)	久米裕さん（52）	宇出津事件
2	昭和52年10月	鳥取県米子市	松本京子さん（29）	女性拉致容疑事案
3	昭和52年11月	新潟県新潟市	横田めぐみさん（13）	少女拉致容疑事案
4	昭和53年6月ころ	兵庫県神戸市	田中実さん（28）	元飲食店店員拉致容疑事案
5	昭和53年6月ころ	不明	田口八重子さん（22）	李恩恵拉致容疑事案
6	昭和53年7月	福井県小浜市	地村保志さん（23） 地村（旧姓：濱本）富貴恵さん（23）	アベック拉致容疑事案（福井） ^(注1)
7	昭和53年7月	新潟県柏崎市	蓮池薫さん（20） 蓮池（旧姓：奥土）祐木子さん（22）	アベック拉致容疑事案（新潟） ^(注2)
8	昭和53年8月	鹿児島県日置郡 (現 日置市)	市川修一さん（23） 増元るみ子さん（24）	アベック拉致容疑事案（鹿児島）
9	昭和53年8月	新潟県佐渡郡 (現 佐渡市)	曾我ひとみさん（19） 曾我ミヨシさん（46）	母娘拉致容疑事案 ^(注3)
10	昭和55年5月ころ	欧州	石岡亨さん（22） 松木薫さん（26）	欧州における日本人男性拉致容疑事案
11	昭和55年6月	宮崎県宮崎市	原教晃さん（43）	シンガポール 辛光洙事件
12	昭和58年7月ころ	欧州	有本恵子さん（23）	欧州における日本人女性拉致容疑事案

注1～3：このうち、地村保志さん、地村（旧姓：濱本）富貴恵さん、蓮池薫さん、蓮池（旧姓：奥土）祐木子さん、曾我ひとみさんの5人が、平成14年10月、24年ぶりに帰国した。

図表5-3 日本人以外が被害者である拉致容疑事案（1件2人）

発生時期	発生場所	被害者（年齢は当時）	事案（事件）名
昭和49年6月	福井県小浜市	高敬美さん（7） 高剛さん（3）	姉弟拉致容疑事案

注：警察が把握している北朝鮮による拉致の可能性を排除できない方は、令和3年5月末現在、875人である。

図表5-4 国際手配被疑者（拉致容疑事案関係）

事案 (事件) 名	姉弟拉致容疑事案	宇出津事件	アベック拉致容疑事案 (福井)	アベック拉致容疑事案 (新潟)		
被 疑 者	通称 ヘンヌス 洪寿恵こと木下陽子	通称 キム・ミ 金世鎬	辛光洙	通称 チェ・スン Chol	通称 ハン・クムニョン	通称 キム・ナムジン
						
国際手配 年月	平成19年4月	平成15年1月	平成18年3月	平成18年3月	平成19年2月	平成19年2月

事案 (事件) 名	母娘拉致容疑事案	欧州における日本人男性拉致容疑事案		辛光洙事件		欧州における日本人 女性拉致容疑事案
被 疑 者	通称 キム・ミヨンスク	森順子	若林(旧姓：黒田)佐喜子	辛光洙	金吉旭	魚本(旧姓：安部)公博
						
国際手配 年月	平成18年11月	平成19年7月	平成19年7月	平成18年4月	平成18年4月	平成14年10月

イ 拉致容疑事案等をめぐる動向

日本政府は、拉致問題の解決は最重要課題であり、その重要性について各国の支持と協力を得ることが不可欠であるとして、各種国際会議をはじめ、あらゆる外交上の機会を捉え、拉致問題を提起している。令和2年（2020年）9月に就任した菅首相は、米国のバイデン大統領をはじめとする各国首脳との会談において、拉致問題の早期解決に向けて、引き続きの支持を求めるとともに、第75回国連総会の一般討論演説においても、「私自身、条件を付けずに金正恩委員長^(注)と会う用意がある」と表明した。

ウ 今後の取組

北朝鮮による拉致容疑事案は、我が国の主権を侵害し、国民の生命・身体に危険を及ぼす治安上極めて重大な問題である。

日本政府は、全ての拉致被害者の一日も早い帰国を実現するため、政府一体となって取り組んでいるところであり、警察では、被害者や御家族のお気持ちを十分に受け止め、全ての拉致容疑事案等の全容解明に向けて、関係機関と緊密に連携を図りつつ、関連情報の収集、捜査・調査に全力を挙げることにしている。

② 北朝鮮による主なテロ事件

北朝鮮は、朝鮮戦争以降、南北軍事境界線を挟んで韓国と軍事的に対峙^じしており、これまで、韓国に対するテロ活動の一環として、工作員等によるテロ事件を世界各地で引き起こしている。例えば、昭和62年（1987年）に大韓航空機爆破事件が発生したが、同事件は、日本人を装った工作員により実行されたものであった。

注：金正恩朝鮮労働党委員長（当時）兼国務委員会委員長

2 国際テロ対策

我が国に対するテロの脅威が継続している中、平成27年2月、改めて我が国に対するテロの未然防止及びテロへの対処体制の強化に取り組むための諸対策を検討・推進することを任務とする警察庁国際テロ対策推進本部を設置した。その後、警察庁では同推進本部を中心に諸対策の検討を行い、同年6月、2020年東京大会の開催までのおおむね5年程度を目途として推進していくべき施策を、「警察庁国際テロ対策強化要綱」として取りまとめ、決定・公表した。

警察では、同要綱等に基づき、情報収集・分析、水際対策、警戒警備、事態対処、官民連携といったテロ対策を強力に推進している。

(1) テロの未然防止のための具体策

① 官民一体となったテロ対策の推進

テロを未然に防止するためには、警察による取組のみでは十分ではなく、関係機関、民間事業者、地域住民等と緊密に連携してテロ対策を推進することが望まれる。このため、警察では、テロ対策に関する様々な官民連携の枠組みに参画している。

例えば、東京都では、平成20年、「テロ対策東京パートナーシップ推進会議」を発足させた。同会議には、警視庁、東京都等の関係機関に加え、電力、ガス、情報通信、鉄道等の重要インフラに関わる事業者や、大規模集客施設を営む事業者等が加入し、不特定多数の者が集まる大規模集客施設や公共交通機関等が諸外国においてテロの標的とされる中、「テロを許さない社会づくり」というスローガンの下、テロに対する危機意識の共有や大規模テロ発生時における協働対処体制の整備等が行われている。

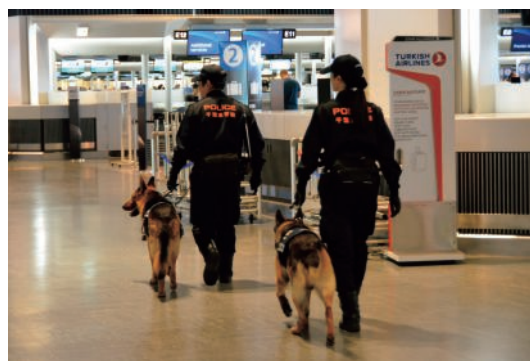
また、不特定多数の者が集まる各種イベントや施設等において、制服を着用した警察官による巡回の実施やパトカーの活用等による「見せる警戒」を実施するとともに、大型商業施設において施設管理者と連携し、テロの未然防止に向けた合同訓練を実施するなど、各種管理者対策を推進し、テロへの警戒を強化している。

さらに、テロリストが武器を入手できないようにするための取組も官民の連携により推進されている。警察では、銃砲刀剣類や火薬類を取り扱う個人や事業者に対し、銃刀法や火薬類取締法に基づく規制や指導を行っているほか、爆発物の原料となり得る化学物質を販売する事業者に対し、関係省庁と協力して、販売時の本人確認を徹底するよう指導したり、不審な購入者への対処要領を教示したりしている。

このほか、旅館、インターネットカフェ、レンタカー、賃貸マンション、住宅宿泊事業等の事業を営む者に対しても、顧客に対する本人確認の徹底等の働き掛けを行い、テロリストによる悪用の防止を図っている。



テロ対策東京パートナーシップ



公共交通機関における警戒



警察と薬局従業員とのロールプレイング型訓練

② 核物質、特定病原体等の防護対策の強化

NBCテロ^(注)の発生を未然に防止するため、警察では、核物質や特定病原体等を取り扱う事業所等に警察職員が定期的に立入検査を行うなどして、事業者の講じる防護措置や盗難防止措置が適正なものとなるよう指導している。

③ 国際協力の推進

国際テロ対策を推進するためには、我が国一国のみの努力では限界があり、世界各国との連携・協力が必要不可欠であることから、警察庁では、諸対策に関する国際会議等に積極的に参加している。令和2年中は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、多くの国際会議等が延期又は中止されたが、国際テロ対策における国際協力の重要性に鑑み、警察庁では、国際会議等に引き続き積極的に参加していくこととしている。

④ テロ資金対策

大規模なテロの実行やテロ組織の維持・運営には、そのための資金が必要であることから、テロを未然に防止するためには、テロリストの資金源を絶つことが重要である。我が国では、テロ資金提供処罰法に基づき、テロリストに対するテロ資金の提供等を規制しており、また、犯罪収益移転防止法に基づき、顧客等の本人特定事項等の取引時確認、疑わしい取引の届出等を特定事業者に対し求めている。

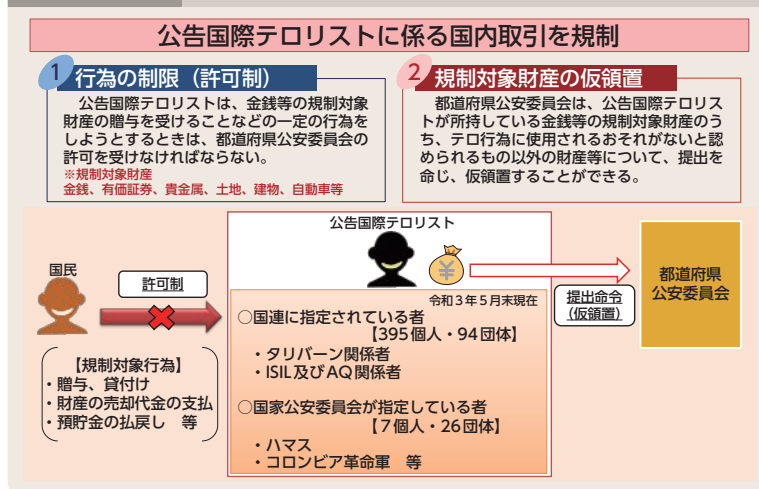
さらに、外為法及び国際テロリスト財産凍結法に基づき、令和3年5月末現在、402個人120団体の国際テロリストを財産の凍結等の措置をとるべき者として公告している。

⑤ 小型無人機対策

警察では、小型無人機等飛行禁止法等を適切に運用するなど、小型無人機を使用したテロ等の未然防止に努めている。具体的には、重要施設等の周辺において警戒を実施することにより不審者の発見に努めたり、操縦者が利用するおそれのあるビルの屋上や敷地等の管理者に対して、出入口の施錠の徹底を働き掛けたりするなどの対策を進めている。また、上空に対する警戒を行い、飛行している小型無人機の早期発見に努めるほか、違法に飛行している小型無人機を発見した場合には、資機材を有効に活用するなどして、その危害を防止することとしている。

また、政府では、令和4年度を目途として小型無人機の有人地帯での目視外飛行を実現すべく、所要の法令の整備や技術開発を進めており、警察庁としても、小型無人機の安全な飛行の確保や小型無人機を利用したテロ等の防止の観点から、政府における検討に参画している。今後、小型無人機の利用の拡大や機能の向上を踏まえた対策が更に重要となることから、警察では、必要な資機材の整備、各種訓練の実施等により、対処能力の向上に引き続き取り組むこととしている。

図表5-5 国際テロリスト財産凍結法の概要



注：N（Nuclear：核）B（Biological：生物）C（Chemical：化学）物質を使用したテロの総称

(2) テロ対処体制の強化

① テロ対処部隊

ア 特殊部隊 (SAT^(注))

特殊部隊 (SAT) は、北海道、警視庁、千葉、神奈川、愛知、大阪、福岡及び沖縄の8都道府県警察に設置されている。全国で約300人の体制で、自動小銃、サブマシンガン、ライフル銃、特殊閃光弾、ヘリコプター等が配備されており、ハイジャック、重要施設占拠等の重大テロ事件その他銃器等使用の重大突発事案に出動し、被害者や関係者の安全を確保しつつ、被疑者を制圧・検挙することを任務としている。

イ 銃器対策部隊

銃器対策部隊は、各都道府県警察の機動隊等に設置されている。全国で約2,100人の体制で、サブマシンガン、ライフル銃、防弾衣、防弾帽、防弾盾等が配備されており、銃器等使用事案への対処を主たる任務とし、重大突発事案が発生した場合に、SATが到着するまでの第一次的な対処に当たるとともに、SATの到着後は、その支援に当たることとなる。

ウ NBCテロ対応専門部隊等

NBCテロ対応専門部隊は、北海道、宮城、警視庁、千葉、神奈川、愛知、大阪、広島及び福岡の9都道府県警察の機動隊等に設置されており、全国で約200人の体制で、NBCテロ対策車、化学防護服、生物・化学剤検知器、放射線測定器等の高度な装備資機材が配備されている。また、その他の府県警察の機動隊等には、全国で約400人の体制で、NBCテロ対策部隊が設置されている。これらの部隊は、NBCテロ事案が発生した場合に迅速に出動して、関係機関と連携を図りながら、原因物質の検知・除去、被害者の救出救助、避難誘導等に当たることが任務としている。

エ 爆発物対応専門部隊等

爆発物対応専門部隊又は爆発物対策部隊は、各都道府県警察の機動隊等に設置されている。全国で約1,000人の体制で、X線透視装置、爆発物収納筒、防護服、防爆盾、遠隔操作式爆発物処理用具等が配備されており、爆発物使用事案が発生した場合に、迅速かつ的確に爆発物の現場処理に当たり、爆発による被害の発生を防止するとともに、証拠を保全することを任務としている。

② スカイ・マーシャルの運用

航空機のハイジャックを未然に防止し、またハイジャックが発生した際に航空機内での犯人の制圧・検挙を可能とするため、警察では、国土交通省や航空会社等と緊密に連携して、警察官が航空機に警乗するスカイ・マーシャルを運用している。



SATの訓練



銃器対策部隊の訓練



NBCテロ対策部隊の訓練



爆発物対応専門部隊の訓練

注：Special Assault Teamの略

③ 職員の現地派遣

警察では、邦人や我が国の関連施設等の権益に関係する重大テロが国外で発生した場合には、情報収集や現地治安機関に対する捜査支援等のため、職員を現地に派遣することとしている。

④ 自衛隊等との共同訓練の推進

警察では、平素から防衛省・自衛隊と緊密な情報交換を行うほか、武装工作員等による不法行為が発生したという想定の下、自衛隊との共同訓練を実施しており、令和2年中は、実動訓練を28回、図上訓練を5回実施した。また、内閣官房や都道府県が主催する国民保護法に基づく関係機関との共同訓練に参加し、テロ等に対する対処能力の向上や関係機関との連携強化を図った。



自衛隊との共同実動訓練



国民保護共同実動訓練

(3) 原子力関連施設におけるテロ対策

① テロ関連情報の収集・分析等

警察では、原子力関連施設に対するテロを未然に防止するため、各国治安情報機関等との緊密な情報交換、関係省庁等との連携による水際対策、不審な人物や組織に関する情報の収集・分析等を実施している。

② 原子力関連施設における警戒警備

原子力関連施設に対する銃器を使用したテロ事案、爆発物使用事案、NBCテロ事案等への対処を行うため、自動小銃、サブマシンガン、ライフル銃、耐爆・耐弾仕様の車両、爆発物処理用具、防護服等を装備した原発特別警備部隊が、24時間体制で原子力関連施設の警戒警備に当たっている。

③ 関係機関等との連携

警察では、平成23年11月に国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部において決定された「原子力発電所等に対するテロの未然防止対策の強化について」を踏まえ、海上保安庁との合同訓練を定期的実施しているほか、一般の警察力だけでは対応することができないと認められる事案が発生した場合を想定し、原子力発電所の敷地を利用した自衛隊との共同実動訓練を実施している。

④ 警察庁職員による立入検査

原子力事業者との間では、警察庁職員が事業所等に定期的に立入検査を行うとともに、治安当局の立場から自主警戒に関する指導を行うことなどにより、事業者による防護措置が実効あるものとなるよう努めている。



原子力関連施設の警戒

1 対日有害活動の動向と対策

北朝鮮、中国及びロシアは、様々な形で対日有害活動を行っており、警察では、平素からその動向を注視し、情報収集・分析等を行っている。

(1) 北朝鮮の動向

① 北朝鮮の内部での動向と対外情勢

金正恩委員長は、令和元年（2019年）末に開催された朝鮮労働党中央委員会第7期第5回全員会議において、制裁下においても「自力更生」によって経済建設を推進する「正面突破戦」へのまい進を呼び掛けた。しかし、令和2年（2020年）に入り、新型コロナウイルス感染症の防疫措置を講じた結果、外国との貿易が大幅に減少したことや、同年8月から9月にかけて、北朝鮮各地で大雨等による風水害が発生したことなどを受け、金正恩委員長は、同年10月10日に行われた「朝鮮労働党創建75周年慶祝閱兵式」における演説で、「我が人民が生活上の困難から抜け出すことができずにいる」などと、経済事業で成果が現れていない現状に言及した。



「朝鮮労働党創建75周年慶祝閱兵式」
で演説する金正恩委員長
(KCNA/UPI/ニュースコム/共同通信イメージズ)

米朝関係について、北朝鮮は、同年7月10日付けの金与正朝鮮労働党中央委員会第一副部長（当時）の談話で、米国に対し、制裁解除のみならず「対朝鮮敵視政策」の撤回を求める一方、相応する北朝鮮側の行動については、「非核化措置」ではなく、米朝協議再開とすべきであると主張した。これに対し、米国は、北朝鮮の非核化を求める従前の姿勢を崩しておらず、米朝間の立場の隔たりは依然として大きい。

また、南北関係について、北朝鮮は、韓国の脱北者団体が同年5月末に行ったビラ散布を捉えて韓国に対する強硬姿勢を強め、同年6月16日には、南北協力の象徴的な施設である南北共同連絡事務所を爆破した。さらに、同年9月には、北朝鮮による韓国の漁業指導船の乗員への銃撃事案が発生し、これに対し、北朝鮮は、金正恩委員長が「非常に申し訳ない」と述べたとする内容を含む通知文を韓国に送付したとされるものの、韓国政府が要請する共同調査に応じる姿勢は見せていない。

このほか、軍事面では、北朝鮮は、令和元年（2019年）に引き続き、令和2年（2020年）3月中旬に短距離弾道ミサイルを4回にわたって発射した。また、北朝鮮は、「核戦争抑止力」を更に強化する方針を打ち出し、「朝鮮労働党創建75周年慶祝閱兵式」では、新型の大陸間弾道ミサイルや潜水艦発射弾道ミサイルとみられるものを初めて公開しており、動向を引き続き注視していく必要がある。

② 対北朝鮮措置に関係する違法行為の取締り

我が国は、北朝鮮による拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決するため、国連安全保障理事会決議に基づく対北朝鮮措置（武器等の輸出入の禁止、人的往来の禁止等）のほか、我が国としての措置（北朝鮮籍船舶の入港禁止措置、北朝鮮との間の全ての品目の輸出入禁止等）を実施している。警察では、対北朝鮮措置の実効性を確保するため、対北朝鮮措置に関係する違法行為に対し、徹底した取締りを行っており、令和2年12月までに41件の事件を検挙している。

③ 我が国における諸工作

北朝鮮は、我が国においても、潜伏する工作員等を通じて活発に各種情報収集活動を行っていると思われる。

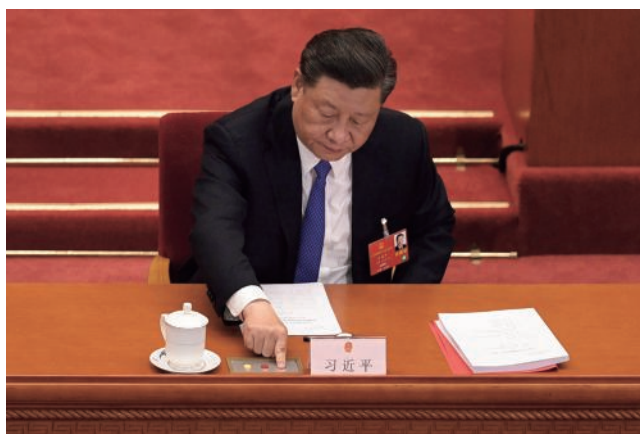
朝鮮総聯^{れん}(注1)は、令和2年9月、総聯中央委員会第24期第3回拡大会議を開催し、朴久好^{パク ク ホ}副議長を第一副議長に選出するなどの中央常任委員会人事を決定した。また、許宗萬^{ホ ジョンマン}議長は、同会議の報告で、朝鮮総聯は、「内外反動勢力」による「継続的な共和国敵対視政策」と「反総聯策動」に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、結成以来の試練に直面しているとし、現状を打開するため、組織基盤の強化を指示した。今後も朝鮮総聯は、各種宣伝活動や要請活動を行うなど、親朝世論の形成を目指した活動を展開するものとみられる。

警察では、北朝鮮による我が国における諸工作に関する情報収集・分析に努めるとともに、違法行為に対して厳正な取締りを行うこととしており、令和2年12月までに54件の北朝鮮関係の諜報事件^{ちよう}を検挙している。

(2) 中国の動向

① 中国国内の情勢等

令和元年(2019年)12月に中国の武漢市で確認された原因不明の肺炎は、令和2年(2020年)1月、新型コロナウイルス感染症によるものと判明した。「春節」に伴う大規模な人の移動もあり、感染は中国各地に拡大した。習近平^{しゅうきんぺい}国家主席は、感染拡大防止に関する指示を出すとともに、武漢市当局は移動制限等の措置をとったが、感染は世界各地に広まった。また、同年3月に予定されていた第13期全国人民代表大会第3回会議は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、同年5月に延期して開催された。このような中で、中国政府は同年6月、新型コロナウイルス感染症に関する白書を公表し、中国が世界の公衆衛生のために重要な貢献をしたと強調した。



全国人民代表大会に出席する習近平国家主席 (AFP＝時事)

このほか、令和2年(2020年)6月30日、全国人民代表大会常務委員会で、香港の統制を強める、いわゆる香港国家安全法^(注2)が全会一致で可決され、香港政府により即日施行された。中国は、令和元年(2019年)6月以降、香港で広がった逃亡犯罪人条例等改正案をめぐる抗議活動を受けて、同法の整備を進めていたとみられる。

外交面では、令和2年(2020年)1月、中国政府は、貿易交渉をめぐる米国との対立を収束させるため、米国政府と貿易協議の「第一段階」の合意文書に署名した。しかし、米国は、新型コロナウイルス感染症を中国が拡散したと非難したほか、中国の通信機器メーカー等の製品を扱う企業と米国政府機関との取引を規制した。また、米国は、中国の少数民族に対する人権侵害や香港の自治の侵害に関与した中国当局者等への制裁を可能とする立法措置を講じるなどした。こうした米国の対応について、中国は強く反発しており、米中の対立は依然として継続している。

注1：正式名称を在日朝鮮人総聯合会という。

2：中華人民共和国香港特別行政区国家安全維持法

② 我が国との関係をめぐる動向

令和2年3月、日中両政府は、同年4月上旬に予定していた習近平国家主席の国賓来日について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を最優先する必要があるなどの観点から、延期を決定した。同年9月に就任した菅首相は、同月、習主席と初めての電話による首脳会談を行い、今後も二国間、地域及び国際社会の諸課題について、首脳間を含むハイレベルで緊密に連携していくことで一致した。

一方、平成24年（2012年）9月に日本政府が尖閣諸島の一部の島について所有権を取得して以降、尖閣諸島周辺海域で中国公船の出現が常態化するとともに、中国公船が我が国の領海に侵入する事案が度々発生している。また、令和2年5月以降、中国公船が尖閣諸島周辺海域で日本漁船に接近するなどの事案が連続して発生している。警察では、関係機関と連携しつつ、情勢に応じて部隊を編成するなどして、不測の事態に備えている。



日中電話首脳会談後、記者会見する菅首相（時事）

③ 我が国における諸工作等

中国は、諸外国において活発に情報収集活動を行っており、我が国においても、先端技術保有企業、防衛関連企業、研究機関等に研究者、技術者、留学生等を派遣するなどして、巧妙かつ多様な手段で各種情報収集活動を行っているほか、政財官学等の関係者に対して積極的に働き掛けを行っているものとみられる。警察では、我が国の国益が損なわれることがないように、平素からその動向を注視し、情報収集・分析に努めるとともに、違法行為に対して厳正な取締りを行うこととしている^(注)。

(3) ロシアの動向

令和2年中、日露間の対話は継続しており、同年中、安倍首相（当時）とプーチン大統領は、2回の電話による首脳会談を行った。また、菅首相とプーチン大統領は、同年9月に電話による首脳会談を行い、平和条約締結問題を含む対話を継続することを確認した。

他方、ロシアは、同年4月、同国にとっての「第2次世界大戦終結日」を、9月2日から、ソ連時代に対日戦勝記念日とされていた同月3日に変更するなど、我が国に対し、硬軟織り交ぜた姿勢を見せている。

近年も、世界各地でロシア情報機関の関与が疑われるスパイ事件が摘発されている中、我が国においても、ロシア情報機関員が、大使館員等の身分で入国し、情報収集活動を活発に行っている。警察では、ソ連崩壊以降、令和2年12月までに10件の違法行為を摘発しており、今後もロシアの違法な情報収集活動により我が国の国益が損なわれることのないよう、情報収集・分析に努めるとともに、厳正な取締りを行うこととしている。

CASE

大手通信関連会社の元従業員の男（48）は、同社に在職中の平成31年2月及び3月、ロシアの情報機関員とみられる在日ロシア通商代表部代表代理（当時）（52）から唆され、同社の営業秘密である機密情報計3点を不正に領得した。令和2年5月までに両人を不正競争防止法違反（営業秘密の領得）等で検挙した（警視庁）。

注：中国共産党員の男によるレンタルサーバ不正契約事件の検挙については20頁参照（特集2）

2 経済安全保障等に関する取組

(1) 経済安全保障に関する取組

我が国は、世界中で利用されている先端技術に関する情報や最先端の高性能製品を数多く有しており、これらの技術情報等の中には、使用方法によっては軍事用途に転用可能なものも含まれる。

各国がポストコロナの国際秩序の在り方を模索する動向を活発化している中、我が国の有する重要技術流出やいわゆる頭脳流出の危険性、サプライチェーンのぜい弱性といった我が国をめぐる経済安全保障上の脅威が一層顕在化しつつある。

警察では、警察庁に経済安全保障対策官を設置するなどの体制の強化を行い、こうした技術情報等の流出に係る情報の収集・分析に努めるとともに、違法行為に対して厳正な取締りを行っている^(注1)。また、経済安全保障に関する様々な情報の収集・分析を進め、検挙事例の具体的手口に係る情報等を政府のインテリジェンス・コミュニティや政策部門と共有するなど、関係機関と連携した取組を積極的に推進しており、これらの取組を一層強力に推進していくこととしている。

CASE

大手化学メーカーの元社員の男（45）は、平成30年8月から平成31年1月にかけて、勤務先の営業秘密であるタッチパネル等に使用される素材に関する技術情報を不正に領得するなどした上、SNSを介して接触してきた中国所在の企業の社員に開示した。令和2年10月、同人を不正競争防止法違反（営業秘密侵害）で検挙した（大阪）。

(2) 大量破壊兵器関連物資等の不正輸出対策

大量破壊兵器関連物資等の拡散は、我が国のみならず国際社会における安全保障上の重大な脅威となっていることから、警察では、我が国からの大量破壊兵器関連物資等の不正輸出に対する取締りを徹底しており、令和2年12月までに、37件の大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事件を検挙している。その中には、軍用の化学兵器の製造や核・ミサイルの開発に用いられるおそれがある物資の不正輸出事件等も含まれている。これらの事件においては、第三国を経由した迂回輸出の実態や摘発逃れを目的とした輸出名義人の偽装等の悪質・巧妙な手口が確認されており、警察では、国内外の関係機関との緊密な連携等を通じて、情報の収集・分析及び違法行為に対する取締りを更に徹底することとしている。

また、PSI^(注2)に平成15年（2003）年の発足当初から参画するなど、国際的な取組にも積極的に参加している。

注1：中国共産党員の男によるレンタルサーバ不正契約事件の検挙については20頁参照（特集2）

注2：Proliferation Security Initiative（拡散に対する安全保障構想）の略。国際社会の平和と安定に対する脅威である大量破壊兵器関連物資等の拡散を阻止するために、国際法及び各国国内法の範囲内で、参加国が共同してとり得る移転及び輸送の阻止のための措置を検討・実践する取組のことで、107か国（平成31年2月現在）がPSIの基本原則や目的に対する支持を表明している。

1 オウム真理教の動向と対策

(1) オウム真理教の動向

オウム真理教（以下「教団」という。）は、麻原彰晃こと松本智津夫への絶対的帰依を強調する「Aleph（アレフ）」をはじめとする主流派と、松本の影響力がないかのように装う「ひかりの輪」を名のる上祐派が活動している。教団は、松本が確立した教義に基づいて、松本サリン事件、地下鉄サリン事件等の数々の凶悪事件を引き起こし、多くの犠牲者を出したが、依然として同人及び同人の説く教義を基盤としている。

このため、平成12年（2000年）2月以降、教団に対し、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があるなどとして、団体規制法に基づき、公安調査庁長官の観察に付する処分が行われており、令和3年（2021年）1月には、教団の危険性が改めて認定され、7回目となる処分の期間更新決定（令和6年1月末まで）がなされた。

令和2年中、主流派は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、2月以降、大規模行事を中止するなどしたが、緊急事態宣言が解除された5月以降は、活動を徐々に活発化させ、勧誘活動も再開した。上祐派も、一部行事を中止するなどしたが、インターネットを活用するなどして活動を継続した。

(2) オウム真理教対策の推進

こうした教団に対し、警察では、無差別大量殺人行為を再び起こさせないため、引き続き、関係機関と連携して教団の実態解明に努めるとともに、組織的違法行為に対する厳正な取締りを推進している。令和2年2月には、公安調査庁の立入検査に際し、団体の活動状況を明らかにするために必要な検査対象物件の確認を受けず、パソコン1台を施設内で隠匿したとして、団体規制法違反（検査忌避）で上祐派出家信者1人を逮捕した（福岡）。

また、教団は、15都道府県に31か所の拠点施設を有しているが、拠点施設が所在する地域においては、教団の活動に対する不安感が強く、教団の進出に反対する地域住民が対策組織を結成している地域もある。警察では、地域住民の平穏な生活を守るため、教団施設周辺における警戒警備活動を行うとともに、教団の現状や警察の取組について、地域住民や地方公共団体に向けた広報活動を行うことにより、安心感の醸成を図っている。

さらに、教団は、一連の凶悪事件を知らない若い世代を主な対象として、教団名を隠した勧誘活動を行っていることから、警察では、巧妙な勧誘活動の手口について、各種機会を通じ、学校等に対して広報している。

図表5-6

オウム真理教の拠点施設等（令和2年末現在）



2 極左暴力集団の動向と対策

(1) 極左暴力集団の動向

暴力革命による共産主義社会の実現を目指す極左暴力集団は、依然として「テロ、ゲリラ」の実行部隊である非公然組織を擁するとともに、組織の維持・拡大をもくろみ、暴力性・党派性を隠して大衆運動や労働運動に取り組んでいる。

令和2年中、極左暴力集団は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う政府の対策に対し、「コロナ危機を利用した憲法改悪反対」、「大学の学費を無償化しろ」などと主張し、抗議活動を行った。また、反戦・反基地運動や反原発運動に取り組み、これらを通じて同調者や支持者の獲得を図った。



「11.1 全国労働者総決起集会」(11月、東京)

革マル派^(注1)は、令和2年9月から、同派創始者である故黒田寛一前議長の哲学と思想をまとめた著作集全40巻の刊行を開始し、同書を活用した学習を機関紙で呼び掛けるなど、故黒田前議長が提唱した理論の継承に引き続き取り組んだ。また、同派が相当浸透しているとみられる全日本鉄道労働組合総連合会(JR総連)及び東日本旅客鉄道労働組合(JR東労組)は、同年2月にJR東労組の一部組合員が脱退して新労組を結成する動きがあったものの、同年6月の定期大会において、引き続き、同派設立時の副議長であった故松寄明元JR東労組会長が提唱した労働運動理論に基づき組合活動を進めていく方針を決定した。

中核派^(注2)は、同年9月、2年ぶりに革共同政治集会を開催した。同集会では、清水丈夫議長が約半世紀ぶりに公の場に姿を現し、「旧政治局の誤りが深刻な党的危機と混乱をもたらした。その責任は私にある」などと、平成27年以降の指導が誤りであったことを認める発言をした。また、秋月丈志書記長は、引き続き、「非合法・非公然の党の建設を推進しよう」と訴えた。このほか、同派は、労働運動を通じて組織拡大を図る「階級的労働運動路線」を堅持し、引き続き労働運動や大衆運動に介入する中で勧誘活動に取り組んだ。

革労協主流派^(注3)及び革労協反主流派^(注4)は、令和2年の年頭の機関紙において、非公然組織「革命軍」のアピール文をそれぞれ発し、「武装闘争の飛躍」を主張した。

(2) 極左暴力集団対策の推進

警察では、極左暴力集団による「テロ、ゲリラ」を未然に防止するための諸対策を推進しており、その過程で明らかになった違法行為は、厳正に取り締まっている。令和2年2月には、内容虚偽の国民健康保険被保険者証を使用して金融機関に口座開設を申し込み、同金融機関から通帳及びキャッシュカードをだまし取った革マル派活動家1人を詐欺罪で逮捕した(奈良、神奈川)。また、同年10月には、虚偽の申請により交付を受けた運転免許証を特別定額給付金の申請に使用するなどした中核派非公然活動家1人を免状不実記載・不実記載免状行使罪で逮捕した(警視庁)。

注1：正式名称を日本革命的共産主義者同盟革命的マルクス主義派という。

注2：正式名称を革命的共産主義者同盟全国委員会という。

注3：正式名称を革命的労働者協会(社会党社青同解放派)という。

注4：正式名称を革命的労働者協会(解放派)という。

3 右翼等の動向と対策

(1) 右翼の動向と対策

右翼は、領土問題、歴史認識問題等に関し、関係国や日本政府等を批判している。

令和2年中、中国をめぐるのは、4月に予定されていた習近平国家主席の国賓来日及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大を捉えた抗議活動を行った。韓国をめぐるのは、慰安婦問題や竹島問題を捉えた抗議活動を行った。



右翼の街頭宣伝活動（1月、静岡）

ロシアをめぐるのは、ロシアの憲法改

正案に領土の譲渡に向けられた行為等の禁止が盛り込まれたことを捉え、北朝鮮をめぐるのは、弾道ミサイルが繰り返し発射されたことを捉え、それぞれ抗議活動を行った。

右翼が上記の街頭宣伝活動等に動員した団体数、人数及び街頭宣伝車数は、図表5-7のとおりである。

図表5-7 右翼による街頭宣伝活動等に伴う動員数（令和2年）

	動員団体数（団体）	動員人数（人）	動員街頭宣伝車数（台）
政府関連	約1,460（約 690）	約3,080（約1,370）	約940（約 410）
中国関連	約1,670（約 600）	約3,510（約1,300）	約1,060（約 440）
韓国関連	約910（約1,940）	約1,910（約4,150）	約720（約1,500）
ロシア関連	約690（約 880）	約1,850（約2,140）	約700（約 790）
北朝鮮関連	約480（約 580）	約1,020（約1,190）	約400（約 460）

注：数値は、延べ数

（ ）内は令和元年

CASE

右翼活動家の男（49）は、令和2年7月、国会議事堂周辺において、街頭宣伝車で政府の新型コロナウイルス感染症への対応等を批判する抗議活動中、警戒中の警察官に移動するよう警告されたことに憤慨し、街頭宣伝車の運転席ドアをいきなり開け、同警察官に同ドアをぶつける暴行を加えたことから、同男を公務執行妨害罪で現行犯逮捕した（警視庁）。

警察では、右翼による悪質な違法行為に対し、様々な法令を適用した取締りを行っており、令和2年中、右翼運動に伴う事件^{（注）}の検挙件数は62件、検挙人員は85人であった。

右翼団体の中には、幹部の多くが暴力団員又は元暴力団員であるものや、暴力団が右翼団体を標榜しているものなどもあり、資金獲得を目的とした恐喝事件や詐欺事件等の違法行為を引き起こしているが、このような恐喝事件や詐欺事件等の検挙件数は40件、検挙人員は42人であった。

注：右翼が街頭宣伝活動、抗議活動等を行う過程で引き起こした事件

また、国民の平穏な生活に影響を及ぼす悪質な街頭宣伝活動に対しては、その内容や形態に応じた取締りを行っており、令和2年中は、威力業務妨害罪等で12件22人を検挙した。

さらに、警察では、右翼及びその周辺者からの銃器摘発に努めた結果、令和2年中、拳銃3丁（前年同期：3丁）を押収した。



街頭宣伝活動に対する取締り状況（8月、東京）

CASE

右翼団体代表の男（45）は、資金獲得目的で、実父が当事者の交通事故による保険金収入を得ていたにもかかわらず、これを福祉事務所に届け出ず、生活保護法に基づく生活扶助等の名目で現金をだまし取ったことから、令和2年9月、同男を詐欺罪で逮捕した（警視庁）。

CASE

右翼団体構成員の男（47）ら8人は、令和2年1月、沖縄県内において、県議会議員の事務所にて街頭宣伝車を乗り付け、同車両に装備された拡声機を用いて、繰り返し大音量で怒号し、同事務所の業務を妨害するとともに、対応した者に、「殺すぞ」などと怒号を発して、同人の生命、身体等に危害を加えるような威勢を示し、団体の威力を示して脅迫した。同年7月までに、威力業務妨害罪及び暴力行為等処罰ニ関スル法律違反で同男らを検挙した（沖縄）。

（2）右派系市民グループをめぐる情勢と警察の対応

令和2年中、極端な民族主義・排外主義的主張に基づき活動する右派系市民グループは、韓国や北朝鮮との問題等を捉えたデモや街頭宣伝活動等に各地で取り組み、全国において約10件のデモが行われた。

また、右派系市民グループの活動に対して抗議する勢力が、参加者による過激な言動について、「ヘイトスピーチ」であると批判するなどして、抗議行動に取り組んだ。

警察では、平成28年に施行された本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消

に向けた取組の推進に関する法律を踏まえ、引き続き、右派系市民グループとその活動に対して抗議する勢力とのトラブルに起因する違法行為の未然防止の観点から、厳正公平な立場で必要な警備措置を講じ、違法行為を認知した場合には、法と証拠に基づき厳正に対処するとともに、警察職員に対する必要な教育を推進することとしている。



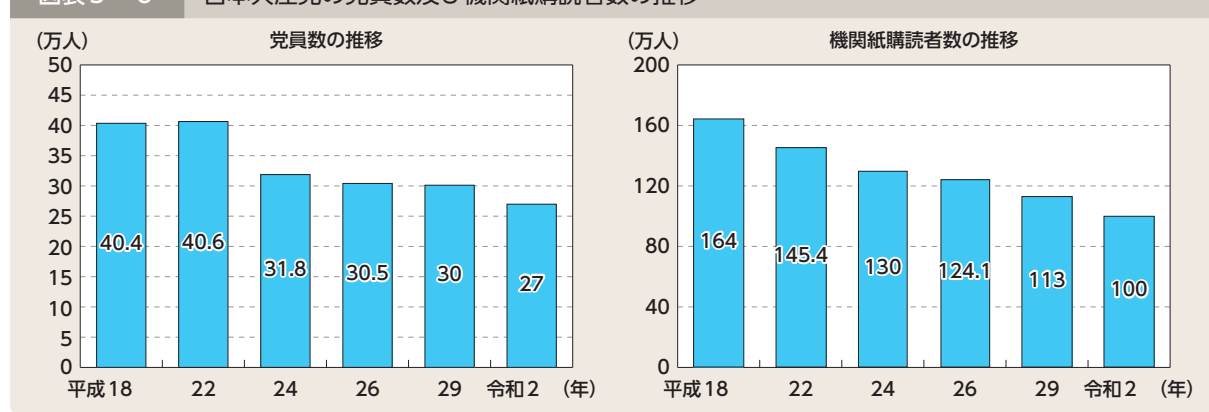
右派系市民グループのデモ（6月、東京）

4 日本共産党の動向

(1) 第28回党大会の開催

令和2年1月に開催された日本共産党第28回大会では、16年ぶりに日本共産党綱領の一部を改定し、中国について、「大国主義・覇権主義の誤りをいっそう深刻にする行動をとっている」と批判した上で、「社会主義をめざす新しい探究が開始」された国とするこれまでの評価を削除した。一方、最近の情勢を踏まえ、「ジェンダー平等」や「原発ゼロの日本」等を新たに記載した。中央委員会の人事では、志位和夫委員長、小池晃書記局長及び副委員長5人が再任されるとともに、新たに倉林明子中央委員が副委員長に加わった。また、党員数は27万人余、機関紙購読者数は約100万人であることを公表した。

図表5-8 日本共産党の党員数及び機関紙購読者数の推移



(2) 党創立100周年に向けた党勢拡大の取組

日本共産党は、第28回党大会において、党員数と機関紙購読者数を、党創立100周年である令和4年までに、第28回党大会時比で130%にするなどの目標を掲げ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中でも党勢拡大の指示を出したが、党員数、機関紙購読者数ともに減少傾向が続いた。こうした状況を受け、令和2年6月には、同年9月末までを「党員拡大を中心とする党勢拡大特別月間」として党勢拡大に集中的に取り組み、その結果、2,790人が入党を申し込んだほか、機関紙購読者数が3,908人増加したと公表した。しかし、機関紙購読者数は同年10月以降、再び減少した。

(3) 関係団体との連携

日本共産党は、将来の担い手である若者の獲得のため、原則として15歳から30歳までの者で構成される日本民主青年同盟（以下「民青」という。）の組織拡大を「共同の事業」と位置付け、民青に対する援助を強めている。民青は、令和2年11月、第44回全国大会を開催し、令和元年11月の前回大会以降、908人の同盟員を獲得したと公表した。この大会では、同党の田村智子副委員長が講演し、「日本共産党綱領と科学的社会主義を学ぶ民青のみなさんが強く大きくなることは、新しい政治をつくる上でも確かな力になる。一緒に頑張ろう」と呼び掛けた。

他方、日本共産党は、労働者への影響力の拡大に向け、同党の指導・援助により結成された全国労働組合総連合（以下「全労連」という。）との連携を図っている。令和2年7月、同党の志位委員長は、全労連がオンラインで開催した第30回定期大会における来賓挨拶の中で、「自民党政治を終わりにして、野党連合政権をつくるために、ともに力をあわせて頑張りぬこう」と訴え、日本共産党が目指す野党連合政権樹立に向けた全労連との連携を強調した。また、全労連においても、同大会において、総選挙に向けて野党共闘の取組を強化する運動方針を決定した。

5 大衆運動への警察の対応

警察は、公共の安全と秩序の維持に当たるといふ警察の責務を遂行するため、大衆運動に伴う違法行為や事故を未然に防止するために必要な警備措置を講じるとともに、違法行為が発生した際には、捜査等の必要な措置を講じることとしている。

(1) 近年の大衆運動

近年の大衆運動では、平成23年の福島第一原子力発電所事故を契機に、反原発運動が幅広い年齢層の多数の市民が参加する運動へと発展し、また、平成27年には、平和安全法制等に反対する運動に諸団体が連携して取り組む抗議行動が行われるようになった。

こうした中で、国会議事堂周辺等において、毎週金曜日には、反原発を訴える抗議行動が、毎月19日には、諸団体が連携してその時々の政治課題を捉えた抗議行動が、それぞれ継続して行われてきたが、令和2年中は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、これらの抗議行動をはじめ、様々な集会・デモが中止又は規模を縮小して開催された。



動画投稿サイトに配信して開催される
憲法改正に対する抗議行動（毎日新聞社/アフロ）

(2) 沖縄県内の反基地運動

沖縄県では、普天間飛行場の危険の除去と返還に向けて名護市辺野古への移設工事が進められているが、これに反対する諸団体等が、移設先であるキャンプ・シュワブや埋立用の資材を搬出する港の周辺等において、工事関係車両への立ち塞がり、道路での座込みといった危険な妨害活動を繰り返している。

警察では、令和2年中、同県内のこうした反基地運動に伴い、警備に当たる警察官に暴行を加えた公務執行妨害罪等で6件、延べ13人を検挙した。



移設工事に対する抗議行動（共同通信社）

(3) 反グローバリズム運動

近年、経済のグローバル化が貧富の差の拡大や環境破壊といった社会問題を発生させているなどとする考え方にに基づき、国際会議や国際機関等に対して抗議行動を行う反グローバリズム運動が国際的に展開されている。

国内の反グローバリズムを掲げる勢力は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、海外の同勢力が経済のグローバル化に反対して取り組んだインターネット上の署名活動に賛同したり、討論会に参加したりするなどし、国際的な連携の維持・強化を図った。

また、令和3年に開催が延期された2020年東京大会について、中止を求めて集会やデモ等の抗議行動を行った。



2020年東京大会に対する抗議行動（ロイター/アフロ）

第4節

災害等への対処と警備実施

1 自然災害等への対処

(1) 自然災害の発生状況^(注1)

令和2年(2020年)中は、地震、大雨、台風等により、死者・行方不明者128人、負傷者1,033人等の被害が発生した。平成28年(2016年)から令和2年にかけての自然災害による主な被害状況は、図表5-9のとおりである。

図表5-9 自然災害による主な被害状況の推移(平成28～令和2年)

	平成28	29	30	令和元	2
死者・行方不明者(人)	92	69	376	141	128
負傷者(人)	3,305	605	4,046	1,269	1,033
全壊又は半壊した住家(戸)	46,211	1,896	21,710	38,127	6,081
浸水した住家(戸)	11,359	20,317	34,937	38,444	7,393
損壊した道路(箇所)	2,763	4,373	7,629	7,983	3,471
崩れた山崖(箇所)	2,315	1,614	5,030	1,816	872

(2) 令和2年7月豪雨^(注2)

令和2年7月3日から同月31日にかけて、前線の影響により、九州から東北地方にかけての各地で大雨となり、河川の氾濫、浸水害、土砂災害等が発生した。

特に、河川の氾濫により住家に取り残されるなどして、九州を中心に死者84人、行方不明者2人等の被害が発生した。

警察では、1管区24都府県警察から広域緊急援助隊等の警察災害派遣隊延べ約2,900人及び17都府県警察から警察用航空機延べ119機を熊本県警察等に派遣し、被災状況についての情報収集、被災者の避難誘導及び救出救助、行方不明者の搜索、交通対策、情報通信対策、被災地における各種犯罪への対策等の活動を実施した。



ボートによる救出救助活動(熊本)

(3) 台風第10号^(注3)

令和2年9月4日から同月7日にかけて、台風第10号の影響により、南西諸島や九州を中心とした各地で暴風を伴った大雨となった。この大雨等により、土砂災害等が発生したほか、断水、停電等のライフラインへの被害が発生した。

特に、土砂崩れに巻き込まれるなどして死者3人、行方不明者3人等の被害が発生した。

警察では、10都府県警察から広域緊急援助隊等の警察災害派遣隊延べ約1,400人及び4県警察から警察用航空機延べ15機を鹿児島県警察等に派遣し、被災状況についての情報収集、行方不明者の搜索等の活動を実施した。また、新たに警察庁ウェブサイト開設した「災害情報投稿サイト」を活用し、被害情報の収集に当たった。



行方不明者の搜索活動(宮崎)

注1：数値は、いずれも令和3年4月末現在のもの

2：数値は、いずれも令和2年9月29日現在のもの

3：数値は、いずれも令和2年10月22日現在のもの

memo

過去の災害対応における教訓を生かした効果的な災害警備活動

警察では、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震^{いぶり}等での災害対応における教訓を踏まえ、装備資機材の整備や訓練を通じた災害対応能力の向上及び効果的な情報収集を推進し、令和2年中においては、より一層効果的な災害警備活動を行った。

図表5-10 過去の災害対応における教訓を生かした警察の取組

平成30年7月豪雨及び平成30年北海道胆振東部地震における教訓

土砂災害への対応のための装備資機材の不足

手作業による救出救助活動
(平成30年7月豪雨、広島)

発災直後における正確な被害情報等の不足

北海道厚真町現地指揮本部での情報収集
(平成30年北海道胆振東部地震、北海道)

災害対応能力の向上

- 装備資機材の整備（平成30年度補正予算）
- 救助技術の研究と訓練による部隊への教養

特別救助班（P-REX）による
重機・ベルトコンベアを活用した訓練

効果的な情報収集の推進

- 被害状況に関する映像の警察による積極的な収集・共有
- 国民からの情報を募るための「災害情報投稿サイト」の新設

機動警察通信隊による
映像伝送訓練

災害情報投稿サイト

より一層効果的な災害警備活動

装備資機材を有効活用した救出救助活動

重機・ベルトコンベアを活用した救出救助活動
(令和2年7月豪雨、熊本)

タイムリーかつ正確な被害情報の把握・共有

関係機関への映像配信
(令和2年7月豪雨、熊本)災害情報投稿サイトに
投稿された写真(倒木)
(令和2年台風第10号)

2 警備実施

(1) 警衛・警護警備

① 警衛警備

警察では、皇室と国民との親和に配慮した警衛警備を実施し、御身の安全確保と歓送迎者の雑踏等による事故防止を図っている。

令和2年中は、立皇嗣の礼関係行事等に伴う警衛警備を実施した。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、全国植樹祭、国民体育大会、全国豊かな海づくり大会、国民文化祭等の様々な行事が延期又は中止となった。国内での主な行幸啓は図表5-11、主なお成りは図表5-12のとおりである。海外への皇族方の御訪問は1回であった。

図表5-11 主な行幸啓（令和2年）

天皇皇后両陛下

1月	国立障害者リハビリテーションセンター及び 国立職業リハビリテーションセンター 創立40周年記念式典御臨席並びに同施設御訪問（埼玉）
----	---

図表5-12 主なお成り（令和2年）

秋篠宮皇嗣同妃両殿下

1月	1.17のつどい-阪神・淡路大震災25年追悼式典- 御臨席（兵庫）
----	--------------------------------------

秋篠宮皇嗣殿下

1月	公益社団法人日本動物園水族館協会 第64回水族館技術者研究会御臨席（福岡）
2月	令和元年度済生会総会・懇親会御臨席（新潟）

② 警護警備

警察では、テロ等違法事案の発生が懸念される厳しい警護情勢の下、的確な警護警備に向けた取組を推進し、要人の身の安全を確保している。

令和2年中の首相の海外訪問は図表5-13のとおりである。

図表5-13 首相の海外訪問（令和2年）

安倍首相（当時）

1月	サウジアラビア、アラブ首長国連邦、オマーン
----	-----------------------

菅首相

10月	ベトナム、インドネシア
-----	-------------



国立障害者リハビリテーションセンター等創立40周年記念式典等に伴う警衛警備（1月、埼玉）



立皇嗣の礼関係行事等に伴う警衛警備（11月、東京）



安倍首相（当時）派遣情報収集活動
水上部隊出国行事等出席に伴う警護警備
（2月、神奈川）（共同通信社）



菅首相海外訪問に伴う警護警備
（10月、インドネシア）（首相官邸）

(2) 機動隊の活動

都道府県警察には、集団警備力によって有事即応体制を保持する常設部隊として機動隊が設置されているほか、管区機動隊、第二機動隊等が設置されている。

また、専門的な知見・能力が求められる様々な事案に対応できるよう専門部隊が設置されており、その能力を生かし、各種活動に従事している。



機動隊の訓練

図表5-14 機動隊の概要

機動隊	集団警備力によって有事即応体制を保持する常設部隊 【専門部隊】 銃器対策部隊、NBCテロ対応専門部隊、爆発物対応専門部隊、原発特別警備部隊、水難救助部隊、レスキュー部隊 等
管区機動隊	平常時には、地域、刑事、交通等の勤務につきながら、機動隊に準じた形で警備訓練を行い、大規模警備等においては府県を越えて広域運用される部隊
第二機動隊	警察署勤務員等から指定され、機動隊を補完して警備実施に当たる部隊

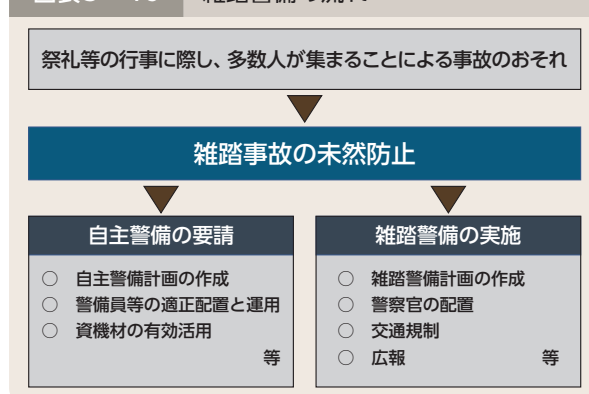
図表5-15 機動隊の活動

集団警備力の中核としての活動 ○ 集団不法事案に対する治安警備 ○ 主要な警衛・警護警備、災害警備 等
集団警備力の特性を生かした活動 ○ 繁華街、歓楽街等における集団警ら ○ 暴力団対策や暴走族の一斉取締り 等
専門部隊による活動 ○ 爆発物事件等の現場における危険物の処理 ○ 海や山等での遭難者の捜索及び救助 等

(3) 雑踏警備

祭礼等の行事に際して多数の人が集まることにより事故が発生するおそれがある場合には、雑踏事故の未然防止を図るため、警察ではあらかじめ行事の主催者や施設の管理者に対して必要な安全対策をとるよう要請しているほか、警察部隊の投入が必要と判断される場合には、所要の体制を確立し雑踏警備を行っている。

図表5-16 雑踏警備の流れ



節分会の際の成田山新勝寺における雑踏警備の状況（2月、千葉）

警察活動の最前線



コロナ禍での「立皇嗣の礼警衛警備」

警視庁警備部第一機動隊
飯島 ゆめの

令和2年11月8日、全国民から注目を浴びた立皇嗣の礼関係行事等に伴う警備は、依然猛威を振るっていた新型コロナウイルス感染症により、ソーシャルディスタンス等の感染防止対策を徹底した警備が求められました。

ソーシャルディスタンスを念頭に置いた新たな形式では、沿道に集まった人々の距離・間隔が延びてしまうことから、従来以上に警戒範囲も広がり、大きな緊張感を強いられることになりました。この日のために訓練を重ね、入念な実地踏査を行っていたようにも、いざ本番になると全く景色が違い、全国民から注目を集めるため、失敗は絶対に許されません。そんなプレッシャーの大波に飲み込まれそうな私が打ち勝つ方法は、あらゆる事態を想定したイメージトレーニングを行うことでした。イメージトレーニングを反すうすることで、自然と落ち着きを取り戻し、持てる最大限の力を発揮できた喜びはひとしおであり、とても感慨深いものとなりました。

コロナ禍ということで、困難を極めた警備でしたが、都民・国民の皆様の御協力で成し遂げられたことに深く感謝いたします。今後も都民・国民の負託に応えるべく邁進していきたいと思っています。



小型無人機による行方不明者搜索活動を通して

九州管区警察局情報通信部機動通信課小型無人機運用係
栗野 純

私は、昨年の令和2年7月豪雨災害発生時、機動警察通信隊員として熊本県人吉市等に出動し、現場で小型無人機を活用して、行方不明者の搜索や被災状況及び警察の活動状況の映像を警察庁や熊本県警察本部へ伝送する任務に就きました。

日頃から小型無人機の飛行訓練を行っていましたが、本災害が小型無人機を運用する初めての事案であり、災害現場特有の張り詰めた空気の中での運用であったため、非常に緊張したことを今でも覚えています。また、日頃訓練を行っている広いグラウンドとは違い、土砂が流れ込んだ集落や崩壊した道路付近等、離発着地点の確保に苦勞し、災害現場での活動の厳しさを改めて実感しました。しかし、日頃の訓練の成果もあり、2日間で計5回83分間の飛行を行い、小型無人機の機動性を活用して搜索部隊が容易に立ち入れない河川や広範囲にわたる現場を効率的に撮影することができ、無事に任務を完遂することができました。

自然災害はいつ発生するか分かりませんが、あらゆる状況下において小型無人機を運用できるよう災害を想定した飛行訓練を重ね、小型無人機のような新しい技術を取り入れながら、警察活動に貢献できるよう、常に努力していきたいと思っています。

